

1. 開 会
2. 会 長 あ い さ つ
3. 欠 席 委 員
19 番 山本 松男 委員 15 番 武本 征子 委員
4. 署 名 委 員
1 番 信宮 勝正 委員 2 番 幡上 明文 委員
5. 議 事

○石原会長

議事につきはしては議案第 13 号から 16 号、報告案件は 8 号、9 号がございます。では早速タブレットを開いて議案をご覧ください。農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について受付番号 6-23 赤木委員説明願います。

○赤木委員

6-23 について 27 番赤木が説明します。

土地の所在地	畠田 池ノ内 250-9	登記地目	現況地目	共に田	登記面積	1,026 m ²
譲受人	畠田▲▲番地▲▲	●●	●●●	▲▲歳		
譲渡人	坂根▲▲▲番地	●●	●●	▲▲歳		
譲受理由	新規就農					
譲渡理由	耕作不便					
耕作面積	0 m ²					
家族数	2 人					

250 番地を確認したところ畑と言うことでデコポン、など色々な木を植えられて綺麗に整備されていました。以上です。

○石原会長

事務局、調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第 13 号、受付番号 6-23 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

併せて説明をさせていただければと思います。前回会長から質問のありました、耕作不便と労力不足について回答させていただきます。よく見られる耕作不便というのは、遠方に住んでおり農業に従事するのが困難なことで定義されていまして、相続とかで遠方になったことに伴って距離的な困難さを示しているのに対して、労力不足というのは、田んぼの面積に対して家族数が足りないとか、高齢に伴って農作業が困難である、または後継者がいない、と言ったものを指すと定義づけされていました。以上です。

○石原会長

6-23 についてご質問、ご意見あれば頂戴します。ありますか、草加委員。

○草加委員

地図帳はよく見えなかったんですけど、これは畑として利用する説明だったんですか。

○石原会長

そうですね、果樹みたいな物が植わってますね。

○赤木委員

果樹を十本程植えられて綺麗に整備されていました。

○草加委員

分かりました。

○石原会長

他になさそうですね、ではご判断願います。6-23 について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね、許可といたします。

では、6-24 友光委員説明をお願いします。

○友光委員

16 番友光が 3 条 6-24 について説明します

土地の所在地	香登本 大口 205-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,290 m ²
	香登本 大口 207-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 679 m ²
	香登本 大口 214-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 815 m ²
譲受人	伊部▲▲▲▲番地▲▲	●● ●● ▲▲歳	
譲渡人	赤磐市殿谷▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳	
譲受理由	増反による		
譲渡理由	耕作不便		
耕作面積	4,267.2 m ²		
家族数	4 人		

地図の方をご覧ください。大内のバス停と香登のバス停のちょうど真ん中ぐらいにラーメン屋さんのピッコロとかザグスタという介護施設があります。その新幹線、赤穂線、2 号線が並行して通っている南の方にあって 3 箇所が大体ひっついとる場所になります。場所の説明は以上で、詳細の方は●●さんと●●のお父様が兄弟でこれが売買ではなく贈与で取引をするように聞いております。譲渡人は赤磐の方に住まれているんですが、1 町 5 反程田んぼをされていて、跡取りが皆さん県外に出ておられて色々考えておりましたら、こちらの香登の方の土地を●●さんの息子さんに贈与という格好で移転するように聞いております。説明の方は以上です。

○石原会長

事務局、調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第 13 号、受付番号 6-24 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

一番下の 214-1 については幡上委員が作られていたのを報告案件 9 号の所で合意解約でリンクしています。一番最後の所を見ていただければわかると思います。6-24 についてご質問、ご意見あれば頂戴します。特にありませんか。

これ終わったら、譲受人は引き続き水稻を作られるんですか、友光さん。

○友光委員

今作られとるのが秋までされてまして、その後はこの方がちょっと今考えておられて、するような格好で、お父様が病気されとりましてすぐにできないかもわかりませんが。

○幡上委員

私の方は続けてさせていただこうと思うので、利用権を設定します。

○石原会長

分かりました。何か他にありませんか。なさそうですね、ではご判断願います。6-24 について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね、許可といたします。

では、6-25 幡上委員説明をお願いします。

○幡上委員

2 番幡上が 6-25 を説明いたします。

土地の所在地	伊部 木ノ村 753-1	登記地目現況地目共に田	登記面積 1,728 m ²
	伊部 木ノ村 753-2	登記地目現況地目共に田	登記面積 64 m ²
	伊部 木ノ村 763	登記地目現況地目共に田	登記面積 115 m ²
譲受人	伊部▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳	
譲渡人	伊部▲▲▲番地▲	●● ●● ▲▲歳	
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	耕作不便		
耕作面積	0 m ²		
家族数	1 人		

地図を見ていただくと備前病院から北へ400mくらいの所にありまして新幹線沿いです。写真を見ていただいたら、入り口の所だけの写真が載っております。現状確認させて頂いたら、畑をすることによって譲り受けさせていただくということ、今までの管理をお父さんがしてきてその続きで譲り受けすること、この後も畑をしていくという予定だそうです。説明は以上です。よろしくお願いします。

○石原会長

事務局、調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第13号、受付番号6-25番、所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

6-25についてご質問、ご意見あれば頂戴します。

何かありませんか。ないようでしたらご判断願います。6-25について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね、許可といたします。

続きまして6-26小林委員説明をお願いします。

○小林委員

6-26につきまして7番小林が説明します。

土地の所在地 三石 窪谷口 1248 登記地目現況地目共に田 登記面積 1,046 m²

譲受人 三石▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 岡山市北区立田▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲受理由 増反による

譲渡理由 耕作不便

耕作面積 3,698 m²

家族数 2人

地図をご覧ください。位置図で言いますと3条-26の赤枠の所になります。少し北側に三石総合支所がありましてそこから南東に県道沿いに120m行ったところがこの赤枠になります。グーグルマップで見られている方は大きな緑の田んぼになってると思うんですが、実は相続の関係で分筆されてましてその下半分は3年ほど前に譲受人が取得されております。といいますのがその道沿いに散髪屋を奥さんがされておりましたその隣になる土地になりますのでここを取得されて、果樹という大したものではありませんが、管理しながら隅っこにイチジクを植えています。もともと2反あまりの大きな田んぼですのでそこも取得してそれからってということでやっぱ話がまとまったようです。余談ですが、3年ほど前に取得した散髪屋に近い方の土地ですが、譲受人が吉永で工業用地に掛かるところに工場というのか作業所というのか事務所を持たれているのでその倉庫、本人小屋と言われてましたけ

ど、事務所は別のところに移すけど、小屋を解体してこちらの3年前に取得した土地の方へ持って来たいということで来月ぐらいに申請が出るようなことを言われていました。工業用地の吉永の方は市と契約が済んだということで早急に手続きをしたいと言われていました。今回取得する土地についてはもともと譲受人がずっと管理をされていましたが、そのまま管理をしながらどう使うか、最終的にはわからないんですけど田んぼのままで使いたいと言われていました。以上説明終わります。ご審議よろしくお願いします。

○石原会長

事務局、調査書をお願いします

○事務局難波

議案第13号、受付番号6-26番、所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

○石原会長

6-26についてご質問、ご意見あれば頂戴します。

なさそうですね、ではご判断願います。6-26について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね、許可といたします。

では、6-27 森本委員説明をお願いします。

○森本委員

それでは6-27について説明いたします。

土地の所在地	日生町寒河 成林 3278-9	登記地目畑現況地目田	登記面積 881 m ²
	日生町寒河 弁ノ山 3420-1	登記地目現況地目共に畑	登記面積 479 m ²
	日生町寒河 横道 3459-1	登記地目現況地目共に畑	登記面積 85 m ²
	日生町寒河 横道 3463	登記地目現況地目共に田	登記面積 625 m ²
	日生町寒河 弁ノ平 3681	登記地目現況地目共に畑	登記面積 141 m ²
譲受人	日生町寒河▲▲▲▲番地	●● ●●● ▲▲歳	
譲渡人	日生町寒河▲▲▲▲番地	●● ●● ▲▲歳	
譲受理由	新規就農		
譲渡理由	耕作不便		
耕作面積	0 m ²		
家族数	1人		

譲渡人はもともと県外に住まっていたが、病により倒れたことで耕作が出来なくなったので譲り渡したいと。譲受人は譲渡人の母親の妹にあたります。現在、親戚の農業の手伝いをしていますが、今後個人的にも耕作利用をしていく予定です。地図をご覧ください。南側に国道397号線があり、西側に行きますと皿高下、蕃山、東方面行きますと国道250号線です。現在は親戚の方がよく管理をしています。以上で説明を終わらせて頂きます。ご審議の上ご議決賜りますようお願いいたします。

○石原会長

事務局、調査書をお願いします。

○事務局難波

議案第13号、受付番号6-27番、所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考えます。現地の方が航空図、ストリートビューも入っていないので実地確認しに行かせてもらったところ防草シートが貼られておりました。

○石原会長

6-27につきましてご意見ご質問あれば頂戴します。はい、草加委員。

○草加委員

譲受人と譲渡人の住所が同じなんですが、一応確認の意味で。理由をお聞かせください。

○森本委員

譲受人が何年か前に離婚をされて譲渡人のお母さんの所へ入って来られて。同居人ですね。譲受人の母親はもう数十年前に亡くなりまして、その時点で譲渡人は県外に住んでいたんですが、病に倒れてしまって耕作できないので譲受人さんが面倒見ようかというところです。

○石原会長

他にはございませんか。今、事務局が見に行ったら防草シートが貼ってあって管理はやっておられるということですよ。

○事務局難波

はい、確認しております。

○石原会長

他にはありませんか。ないようですね。ではご判断願います。6-27について許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

はい、全員ですね、許可といたします。

では、6-28に参ります。井上委員説明願います。

○井上委員

18番井上が説明させていただきます。

土地の所在地 吉永町今崎 原 270-1 登記地目 現況地目 共に田 登記面積 523 m²

譲受人 吉永町南方▲▲▲番地▲ ●● ●● ▲▲歳

譲渡人 吉永町今崎▲▲▲番地 ●● ●● ▲▲歳

譲受理由	増反による
譲渡理由	耕作不便
耕作面積	4,113 m ²
家族数	6 人

ソーラーにしてその下に椎茸を作るということです。土地は八塔寺川の近くです。以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

○石原会長

それではこの案件 3 つ関わってますので、事務局から調査書の説明をお願いします。

○事務局難波

調査書に入る前に概要の説明の補足をさせていただきます。本案件につきましては営農型太陽光という案件になっております。本日当日資料として営農型太陽光の概要を昨年 10 月の農業委員会で配布しておりますが、当日資料として配布しております。1 ページ目をご覧ください。営農型太陽光というのは圃場部分では耕作、ソーラーの面積部分を区分地上権と言って自分の持っている土地の上に物を設置するという権利を設定させていただきます。ソーラーの足の部分にはコンクリート土嚢を打ちますのでここは一時転用ということで 3 段階で構成されております。

先程井上委員が説明されたのは田んぼの所有権移転という①の所でこの後 14 号の議案では 3 条の地上権設定の議案、続けて 5 条の一時転用の議案が併せて提出されております。概要は以上です。

続きまして本申請者につきまして令和 2 年の 8 月に吉永町南方で同一の施設を設置済みであります。また、当日資料、3 条の調査書が書いてあるところの資料をお開き下さい。こちらの 8 ページ目以降ソーラーの配置図面を付けております。10 ページ目からは椎茸、下部で行われる営農計画書を配布させて頂いております。11 ページ目をご覧ください。この計画で行きますと椎茸を毎年 50 本ずつ新たに作って増やしていきます。5 年目でマックス 250 本になってそこから毎年 50 本をほかに新しい 50 本を入れてローテーションさせることによって収量を安定させるという風な計画で挙がって来ております。

14 ページ目、15 ページ目にはこの椎茸の菌種を販売しているものからの収量見込みの計算書が出されております。16 ページ目にはこのものの収入見込みで 10 年目までの計画が提出されております。

続きましてこの先に出て来る 5 条転用について説明します。営農型太陽光のガイドラインが今年 3 月から厳格化されて撤去しますよという誓約書を出せとか、地域計画に沿ったものにしないと、色々規制が強まっている中で、営農型太陽光発電にかかる農地転用許可制度上の取り扱いのガイドラインが 3 月に改訂されまして、このガイドラインに基づく一時転用の許可基準は面積が必要最小限であることが求められております。先ほど営農型太陽光の説明をした資料を 1 枚めくってください。同申請者の令和 2 年 8 月に許可された椎茸の営農型太陽光の圃場の写真を配布しております。こちらは事務局が 5 月に現認に行かして頂きまして、圃場の面積は 141 m²、椎茸の数量は 30 本、椎茸は、本日の案件と同じく原木で行われるということになっております。当該圃場は 141 m²で椎茸が 30 本、今回は 523 m²で椎茸が 250 本となっております。単純計算で行けば 4 倍の面積になっております。椎茸の配置は互い違いで置いていくということになっておりますが、この面積の適当性を加味し、5 条申請、3 条の区分地上権の設定ご審議のほどよろしくお願いいたします。

また、スタートに戻るのですが 3 条の調査書を説明させていただきます。

議案第 13 号、受付番号 6-28 番、所有権移転です。

農地法第 3 条第 2 項各号の不許可事項には該当しないため、許可案件のすべてを満たしていると考え

えます。以上です。

○石原会長

ソーラーシェアリングの案件につきましては3条の所有権移転と区分地上権の許可をどうするか。それがOKだったら5条の一時転用の足の部分ですね。その3つが揃わないとこの事業はできないわけですね。ちょっと私が懸念といいますか、写真を事務局が撮って頂いているのが2ページにありますが、私はこの案件を覚えていないんですけど、2ページの下の部分見ていただいたらわかるんですけど、これで何かお気づきになることがあります？皆さん。141 m²で数量30本で端っこの方だけ置いてるんです。今事務局が言いましたように自民党の農林部会でも著しくソーラーシェアリングで上場で儲けて、下が生産量伴ってないというのが全国的に散見されるので、ガイドラインを厳しくしなさいというようなお達しが各自治体にも通達されていて、新聞にもそういうことを賑わしていると思いますけど、2番の下の方を見てみると私あんまり覚えてないけど、35本しかない言う案件だったんですか。左の方には何も置いてないじゃないですか。こんな状態では今ガイドラインが厳しくなって通らないと思います。通しちゃいけないと思います。営農型太陽光発電なんだから、太陽光の上と下の耕作部分、椎茸の場合は耕作しませんけど、そこで生産を標準的に設定して両方で経営に寄与してくださいというものなので、ちょっと懸念をします。昨日普及センターに面積当たりどのくらいの本数置いたらいわゆる大体標準なんかと調べてもらいました。一つは日本でも屈指の生産地大分県ですが、このしようとしているところは、実際500 m²はありません、300 m²ほどですか、この屋根の下は。まあ、500 m²で投げかけとったら大分県の場合は5000本です。これはほんとプロがやってる本数です。それから岡山県の森林試験場、椎茸言うのは野菜に入らないですから、森林試験場に問い合わせしてくれました。大体500 m²で2000本です。これもプロが林間部でやって通路も確保しています。500 m²のソーラーパネルの下で300 m²です。計算してみると1200本ほどの値が出てきます。今、申請者が出しているのは250本です。どうもそれじゃあえらい開きがあるなあと。確かにプロが算定したら2000本になります。その辺りを皆さんがどうご判断されるか、もし判断しにくかったら保留にしてもう少しその辺りの設置をどのようにされるのですかと来月までに答えを頂くと、それでも少なければ、当委員会で判断するという風に考えたらいいんじゃないかなあとと思います。ソーラーシェアリングが厳しくなったので農業委員会の私たちの判定にも関わってきますので。如何ですか。審議に入る前に私の投げかけ。兼光さん。

○兼光委員

今、初めて伺って政府の方も厳しいから、土地の広さによって何本以上で許可しますよという標準的値があったら我々も判断しやすいんです。ただ話聞いてすぐどうですって言っても答えは出ないです。決まりごとのなかで数字があれば判断しやすいです。

○石原会長

雲つかむような話で一応このくらいの基準かなというのを普及センターに聞いて頂いた数です。

○櫻本委員

今会長が言われた500 m²で2000本、雰囲気ではわかるんですが、専業でやられている方かなと想像しました。申請者は専業されるんですか。退職されて専業されるんですか。

○事務局難波

この申請者につきましては公務員で59歳で定年延長で引き続き来られるのかその確認は取れて

いません。

○難波委員

椎茸の方僕は詳しくないんで質問なんですけど椎茸原木仕立てはほとんど岡山県南はないと思うんです。そうなるのが岡山県は雨量が少なくて原木は非常に難しいと聞いております。もう一つはこのソーラーの仕様を見せていただいたら、散水施設全くなしで椎茸を育てるのは

○石原会長

上に山中箱がはってありますね、黒いのがピューとひとつとるでしょう。一応水をやる体にはなってますね。

○難波委員

ソーラー下の原木仕立て言うのは特に県南では難しいんじゃないかなと。それと2年目からの収穫となっていますが、確か椎茸は二冬越さないと生えないんじゃないかなあと。

○石原会長

普通、寝かして2年ですね。

○櫻本委員

計画も甘いんじゃないかなと思いました。

○事務局難波

お配りしている写真なんですけど、これ途中で切れてるんです。1, 2, 3, 4、もう一つ横にスパンがあって、5スパンで1スパンなので、提供写真がよくなかったです。

○石原会長

左側にもう一区画あって原木置かずになっているわけ。

○事務局難波

運搬機に乗せる苗床を運ぶものが乗っていました。

○石原会長

2ページの写真のような状態だったら、仮に1000本としても、250本で挙げてきているんですよね、森本さんは。250本でどないして置いとるんだろうかなということに気にして公的機関に尋ねてみました。どうでしょうか。OKだったら3つトントントンと行きますけど、皆さん判断できますか、ここに提供されている材料で。1個やったら全部やらんといかんような。はい、友光委員。

○友光委員

さっき見さしてもらったら●●●●●さんて長船の方の事業何ですか。要は太陽光の受注を取るがためにこういう格好で仕事取っていかれようんじゃないかな。

○石原会長

ソーラーシェアリングは違反じゃない。

○友光委員

ただ受注される方も施工される方も安易にされてるんじゃないかなあと思いました。言い方がうまくいなくてすみません。ただ政府から指導があることに対しては真摯に受け止めて判断しないといけないと思いました。

○石原会長

どうでしょうか皆さん、進めますか、それとも判断しにくいから保留して来月もっと詳しい説明を頂戴しますか。はい、今協委員。

○今協委員

瀬戸内市でこういう風なことでおられます。シキミをソーラー一杯に植えておられるケースとピーマンを下に植えておられるケースがあります。上にソーラーにして下は収益が年間どれだけ上がるかが基本ですか、それともこのソーラーをやった面積に原木を全部植えておかないといけないんですか。

○石原会長

ソーラーシェアリングは下の作物の出来というのがそこら辺りの地域の平均収量より2割以上減になってはいけないと書いてあるんですよ、だから、

○事務局難波

今回は遊休農地を再生利用する場合なのでこの平均単収が2割以上減少するというのが許可基準に該当しないと確認させて頂いています。元々野菜や水稻をされていてわざによけて営農型太陽光にする時はその地域の平均単収を達成するというのが義務付けられております。今回の場所においては遊休農地調査の判定をして頂いているところによれば緑区分で遊休農地扱いですので、その許可基準は適用できなかったということですね。意外とその農地パトロールしている場所とこの営農型太陽光が密接に関係して来ますのでそういったところからも重要なことを皆さんにお願いしているところでございます。

○石原会長

ほんなら、本数あまりこだわらんでいい？

○事務局難波

いえ、最初に説明した通り、面積が必要最小限で適正と認められることとありますので、その適宜につきましては、僕では判断が付きませんので、お願いできればと思います。

○石原会長

何か皆さんご意見ありませんか。これは遊休農地なので今私が言った様なことは適用されないということですね。このまま続けます？判断できます？

○？委員

何かよくわからないんでもっと調査していただいて判断が出来るような。

○？委員

具体例はないんですかね。

○石原会長

具体例とは？

○？委員

今までソーラーの下で椎茸の、

○石原会長

鶴海で岡山県第一号備前市が認めたんですよ、その場合は菌床で、しかもそこのお家が商いをなさっていて売り口もあって当然一生懸命生産もしますよね。ただあれは上に置いて下に菌床の棚を並べるんです。それだけに事後報告を毎年しないといけないんです。これだけの生産、売り上げがありますよと、ちゃんとなさってますし、著しく劣ったようにはなってないところを見るとちゃんと見に行ってくださってるんでしょうね。原木はないんです。

あともう一つはソーラーシェアリングの下で野菜をしますということで、例の備前の業者さんがいますが。ソーラーをやってる土山の業者さん、●●●。あそこが出して許可して去年は作付けが出来てなくて、病欠？

○事務局難波

昨年度こちらについても農業委員会が現地確認させて頂いて作付けされてなかったのが11月時点で、業者さんに投げかけと指導したところ営農されている方の奥様にご病気になったということで、顛末書、報告書も受けて県の方に報告させて頂いています。営農型太陽光というのが、会長も言われたように営農し続ける限りは農業委員会に農作物の状況報告書の提出が義務付けられておりまして、どれくらいの収量が上がっているとか、言うところの報告は県を通じて国にも行くというところがあります。

○石原会長

大体3つくらいの事例を備前市では許可しています。但しこれはいかがなものかなと思いますよ。2番の写真。どんな風にこの遊休地を有効利用のためソーラーシェアリングの下で椎茸を栽培するという方向性は悪くはありませんけど、この2のような写真のようにやられてはこれは許可した所が問われますよね。はい、？委員。

○武内委員

このままでいくととてもじゃないけど基準が何にもないですが。再調査かけるにしても基準をどういう風に持って行くか、ある程度これじゃあ少ないんじゃないかという理由が立たんで申請者が虚偽をされてこのまま通してくれ言うから通すんかと。そういう基準的な、例的なものでもいいんですけど全国でそういう例があるかどうか、気象条件によって違うんでしょうけどそういう例をもっと調べてこれは保留しておいて、何か月かかるかその辺の期間的な1月か2月か猶予をもらって調査をかけたらどうでしょうかね。それ以外に保留をして新たに資料を出せという理由がつかないんじゃないかなと思いますが。

○石原会長

ただその昨日普及センターの所長が探索してくれた、先程僕が申し上げた、平場の大分県でガチでやりよんで 500 m²で 5000 本と、プロ中のプロが。岡山県の森林試験場でこのぐらいだろうと返事を頂いたのが 2000 本と今回の場合は平場で 300 m²、パネルの下そのままと岡山県を基準にしていけば 1200 本くらいになりますよね。どこまでガチでやるんかというのがないんですよね。そんな指標というのはないと思います、探しても。だから大体こんなもんかなあと出して来られたのが 4 分の一にも。あまりにも少ないようだから、しかも驚愕の 2 ページのこんな状態になっちゃたら、農業委員会何したんかなって言われるようなことにもなりはしないかなあと。調べさせてもらいました。こういう風に設置したら 250 本という数が出て来るのかというのを説明して頂いたらいいんじゃないですか。いけんのかな、そのこと説明出来んのかな。

○事務局難波

保留をかける場合でも、250 本の配置図を追加で出させるのか、250 じゃないといけない理由を出させるのか、再提出ということを相手方に条件付けするには、指導していかないといけないのでこの会全体で何を求めるのかを決めないといけないのかなと思います。難波委員の言われたように一年目でできるのか、二冬越さないといけないのかの営農計画の適宜を求めるとか、配置本数の適宜を求めるのか、面積が過大だということを求めるのか、言うようなところになりますので。保留にする場合は相手方に補正させるわけですので何を追加提出求めれば納得できるのかというところだと思います。

○石原会長

いかがでしょうか。

○森安委員

森本さんがどこまで営農されるかというのもあるかと思うんですけど、認定農業者を取ろうとするこの計画書で通るのかという話になったときに、一つそれはある程度目安になると思うのと、普通に栽培した時より 2 割以上の収益でしたっけ？

○事務局難波

その周辺の平均的な単収より 2 割を落ちないようにして下さいねと。

○森安委員

その見込みが生産量 35 k g がそれになってるというのであれば OK ということでよね。

○事務局難波

それが今お伝えしたように一般的な田んぼを営農型太陽光にシフトした場合は適用されるのですが、今回の農地は農地パトロールの結果遊休農地と分類されている場所だったので、その再生利用というところから単収の基準が適用になりません。

○森安委員

とりあえずやってる体でするのか、本気でやってこういう栽培が出来ますよという事例になってくればそれはいいのかなあと思うんですけど。その辺の意気込みというのを知りたいというか。

○石原会長

10 ページに書かれとる営農計画書の所で、営農者の属性の所を見たらあいうえに該当しないところに丸をつけてますね。認定農業者にはなる気はなし。ガチで農業をするという気もないんでしょう。だから、言葉悪いけどパネルありきで下はソーラーシェアリングの基準でないけれども、まあまあ、通ってくればいいじゃないかなというところがあるんじゃないんかなというところがあるんですけど。副会長、櫻本委員、どう進めましょうか。

○櫻本委員

2 ページのこの写真を見るとこの計画がある程度ええ加減な計画かなあと 250 本実際にするんかなあという疑問が出てきます。保留にするにしても最低でも 250 本の配置図ぐらいは出させたらどうでしょうか。それをもって再度審議する。保留言うことでいかがでしょうか。

○石原会長

皆さんいかがでしょうか。そこらあたりわからないですよ。250 本、岡山県基準で行っても山間にのんびり置いとって 1000 本くらいにはなるんですから、それが 250 本しか置かんゆうてどうやって置けばそんなになるんかなあと。

○櫻本委員

これが 30 本言う話ですか。

○事務局難波

ここの令和 2 年の許可の時には 30 本で出されてました 141 m²に対して。毎年 10 本ずつ継ぎ足していった 10 本ほかして 10 本あとして、30 本ずつで行くという計画でした。なので資料 3 ページ目を見ていただいたら一番手前に打ち立ての菌の原木が 2 本並んでいるのを私も現認させてもらってますし、ローテーションは組まれているのかなというのは拝見させていただきました。

○櫻本委員

ということは 30 本の計画で農業委員会は OK を出したという話ですか。

○事務局難波

そうですね、令和 2 年 8 月の農業委員会で。

○石原会長

私全然記憶にない、ひょっとしたら僕の議長席におらんかったかもしれん。8 月なんかあったかな。さっぱりないですよ、記憶が。1 畝半ばでたった 30 本で許可してええんかなあ。いくら 2 割以上減云々考慮せんでも。

○森安委員

キロ 1000 円として 35000 円？

○石原会長

収益？

○森安委員

マックス 35k g だったらキロ 1000 円としても 35000 円。

○石原会長

これ 5 年目と書いて 35k g だから 2 回採ろうと 1 回採ろうとこれだけじゃね。

○森安委員

年間 35k g ということでしょ。

○石原会長

これ事業費、事務局言わなかったけど。

○事務局難波

事業費については転用の時に説明させてもらおうと思っていたんですけど、自己資金の▲▲▲万円、すべて自己資金でされるという計画であります。

○石原会長

上からの収益はまあまあ、早い時期に契約していると思うのでそれはこっちが考慮せんでもええんでしょうけど、但しガサガサに置かれてこんな状態だったら許可するに相当するかなという懸念がございます。だから櫻本委員がおっしゃられた配置図ぐらいは出してもらえんか、判断し難いということを経理局言えませんか。

○事務局難波

原木の配置図の提出を求めることは可能です。他に難波委員、森安委員が言われた営農計画で気になる場所があれば言わないといけないと思いますが、ちょっと列挙して。

○森安委員

どこから営農でどこから家庭菜園とみなす？

○石原会長

家庭菜園も営農のカテゴリーに入ります。それでは 2 割単収減言うのはだめですよというのは考慮に入れなかったら、20 本でも何本でもいいんじゃない。

○事務局難波

単収の基準を適用できないからと言って、転用面積は必要最小限にならないといけないのでどこまで行っても話の最初に戻るんですけど、許可基準のガイドラインの必要最小限の面積であるということはどうかなと思います。

○石原会長

森安委員の言った 35000 円では下からの上りはしれたもんだよね、上からはしっかり上がるんかもしれませんけど。

○森安委員

何年かして干からびた言うたらどうするんですか。管理が悪くて。

○事務局難波

普通は新しい菌を打ち込んでもらって減少した理由、達成しなかった理由書というのを出示してもらいます。こういう策を講じますとか、毎年報告がいるんで。

○石原会長

はい、赤木委員。

○赤木委員

東備支援学校でこんな法則で作っとなですけど秋になったら原木を池の中につけるんです、一晩。そういう装置とかはあるか、漬けたんかどうか、給水設備の配管をどっからとります、言うのを出示してもらおうとけばいいと思うんですけど。原木の配置図と給水のあれも一緒に。

○石原会長

普通はだから、僕も今日に当たって調べてみたら、林間では井桁で寝かすわけでしょ、難波委員が仰ったように多湿の所で、あれも書いてあるのは寝かすときには、6 潤 4 干、湿度が高い方がええらしい。寝かしとる折は。合掌になったらその反対で 4 潤 6 干その逆転する状態にもって行くらしい。時々散水してやる。それで仰ったように水につけたり反転させたり色んな作業。そういうスペースも含めてということなんじゃろう。そういう所はどういう所でするんだらうかね。

○赤木委員

菌が 2 種類あるんですよ。

○石原会長

3 種類ほんとは、フルで出るやつと秋子とか春子とかいうやつでしょ。

○赤木委員

それとは別に菌を???その途中に採れるやつと 2 年後じゃないと採れないやつと大きく 2 種類に分かれてます。

○石原会長

どうしましょか、悩ましいです私。櫻本委員が仰ったように保留をかけて事務局ご足労願って配置図、どのように算定したら 250 本になるんか言う辺をお伺い出来たら、ね、櫻本委員。

○櫻本委員

そうですね。

○事務局難波

そうしましたら、配置図と 250 本の算定理由と、併せて給水設備ですかね、赤木委員が言われた。その 3 点でよろしいですか。

○井上委員

途中ですみません。私も椎茸作ってますけど、散水設備なんていりませんよ。かけて一年置いとい

たら、椎茸出ますから、散水設備はなんているのかな、ということ。

○石原会長

雨に当たらないから。井上委員 2 ページの上の写真見て下さい。チューブが通つとるでしょ。一応しとんどしょう。

○井上委員

わかりました、すみません。

○石原会長

そうしたら皆さん、時間ばかり要しよるんですけど、保留で 3 条の権利移動、地上権、5 条の案件、リンクしとんだから、3 条は進めた方がいいですか。

はい、3 条 2 件の案件と 5 条の案件は保留とさせていただきます。

5 ページ、5 条の佐山の案件、武内委員説明願います。

○武内委員

24 番武内が 6-5 の説明をさせていただきます。座らせてもらいます。

土地の所在地 佐山岡辻 2067-2 登記地目現況地目共に田 登記面積 478 m²

譲受人 岡山市東区広谷▲▲▲番地▲ハナミズキ▲▲▲ ●● ● ▲▲歳

譲渡人 佐山▲▲▲▲番地 ●● ● ▲▲歳

転用目的 自己住宅

施設の概要 居宅 1 棟 129.79 m²

農地区分 1 種

地図の方を見ていただくと左下から右上に斜めに上がっておる県道がありまして牛窓備前線で真ん中よりちょっと小学校寄り、東寄りにサンライズモーターというのがあると思うんですが、ここの前に三叉路がございましてそこから北西に 200m くらい上がった地点●●●さんの居宅があるその前の水田をお孫さんの譲受人が帰って来られるんでそこに住宅を建てたいという風な形でございます。

住宅は 17 ページに利用計画図を付けておりますが、水田の 478 m²の半分くらいの土地を嵩上げしまして西側に付いとる農道がございまして、それがちょっと上になるもんですからその面に合わせて嵩上げをしていくと、排水は用水以外に右側に用水がついとるんですけど、左側にもついとる用水兼排水路がございましてそちらの方へ道路を渡して排出するという風な形だそうでございます。以上でございます。

○石原会長

では、事務局補足説明をお願いします。

○事務局難波

議案第 11 号 受付番号 6-55 条農地転用です。

まず農地区分につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地で、土地改良事業の施行の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地の例外許可規定は農地法施行規則第 33 条第 1 項第 4 号の住宅その他申請に係る土地周

辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものを適用しております。

転用目的につきましては、先ほど武内委員からご説明のあったとおり、申請人の自己住宅ということですので目的については適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入資金(▲▲▲▲万円)でまかなう計画でありますので、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる小作の関係であります、申請地は農地基本台帳を確認しても小作人等はいないため、該当しないと考えます。

申請に係る農地の面積ですが、本件は居宅のための必要最小限の面積であり適正と考えます。

周辺の農地への営農条件の支障の有無ですが、今回の転用によって周辺農地に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

尚、本案件については、今年の2月に開かれた農業振興地域整備促進協議会で除外済みであり、その後6月に分筆されております。また、自己用一般住宅用地の一般条件であります、建蔽率22パーセントを超える27.15パーセントを満たしており、面積も500㎡を超えていないことから、一般条件を満たしております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○石原会長

6-5につきまして、ご質問、ご意見あれば頂戴します。ありませんか、なさそうですね。6-5につきまして、許可相当とお考えの委員さん挙手願います。

(賛成者挙手)

全員ですね、許可としたします。

議案第16号農地利用集積計画を定めることにつきまして市長より諮問をうけております。

1筆だけですが、ご承認いただけますでしょうか。

(はいの声)

はい、ご承認いただきました。

続きまして報告案件がございまして、相続の案件、農地法第3条の3の規定による届が出ております。担当地区の委員何か口を添えることはありますか。

ないようでしたら、先程も触れました9ページ幡上委員さんが作ってらっしゃるところが合意解約をして3条で権利移動をしてそのまま幡上委員が利用権設定でお作りになるという案件が報告第9号の案件でございました。

以上をもちましてあっちこっちいきましたけれども今日の審議は終了いたします。ご協力ありがとうございました。

6. 閉 会

7. そ の 他

- ・ 次回、農業委員会総会の開催について
令和6年9月10日(火) 9時30分～ 備前市役所 4階 会議室 4-1、4-2
- ・ 病氣入院見舞金の規定について

以上、会議の顛末を記載し、相違ないことを承認する。

署名委員	備前市農業委員会委員	1 番	信宮	正勝	委員
	備前市農業委員会委員	2 番	幡上	明文	委員